

## 新潟市健康づくり推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 生涯を通じた健康づくりの推進にあたり、次に掲げることについて、市民、有識者及び関係団体から意見を聴取するため、新潟市健康づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- (1) 健康づくり推進基本計画（以下「計画」という。）に関すること。
- (2) 計画の円滑な推進のための総合調整及び評価に関すること。
- (3) その他計画に係る事項に関すること。

(委員構成)

第2条 委員会は、委員22人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 教育関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 通算の在任期間は6年を超えて再任することはできない。ただし、専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の進行を行う。

3 会長が欠けたとき，又は会長に事故があるときは，副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，必要の都度市長が招集する。

2 委員会の会議は，公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は，保健衛生部保健所健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年2月1日から施行する。